

「自転車の安全利用の促進に関する提言」の概要

自転車利用等の現状

自転車は、

- ・ 国民の身近な交通手段として、多様な利用者層に多様な用途・目的で利用されている実態
買物・通学・通院・子供の送迎 通勤・レジャー・健康増進・業務
- ・ 自転車の保有台数の増加に比して自転車専用の通行空間の整備は不十分
(自転車保有台数)
H7 7,494万台 H16 8,632万台
(自転車道・自転車専用道)
H16現在 2,356km (歩道総延長 155,786km)

問題状況

自転車の関連する事故が年々増加し、全交通事故の約2割(19.7%)

| | H7 | H17 |
|---------|----------|----------------|
| 自転車関連事故 | 136,831件 | 183,653件(1.3倍) |
| うち対自動車 | 122,470件 | 152,287件(1.2倍) |
| 対歩行者 | 563件 | 2,576件(4.6倍) |

自転車が、普通自転車歩道通行可の規制の有無にかかわらず歩道を通行する実態
一部自転車利用者のルール・マナー違反に対する厳しい指摘

今後一層の自転車利用の進展(環境負荷の少ない交通手段、レジャー・健康増進目的)も予想され、現状のままでは問題状況が更に拡大する可能性

我が国の交通実態(多様な自転車の利用実態、事故実態等)を踏まえつつ
自転車を主要な交通主体の一つとして明確に位置付けた上で
自転車と歩行者・自動車との適切な共存を図りながら
自転車の安全な利用を促進するための対策を講ずる必要性

自転車の安全利用促進のための総合的対策（対策の在り方）

1 利用目的・利用主体に応じた自転車の通行空間の確保（自転車の通行空間の在り方）

- **自転車の車道通行の原則を維持**
 - * 自転車は車両の一種であり、走行性能等を発揮するためには、車道（又は自転車道）に通行空間を求めべき
- **普通自転車歩道通行可の規制が行われている歩道のほか、要件を限定し自転車の歩道通行を認める（児童・幼児が運転する場合、車道通行が著しく危険な場合等）**
 - * 子供や高齢者の利用、買物目的の利用等では、車両としての迅速性等は必ずしも求めておらず、安全の観点からは歩道通行の必要性

2 自転車と歩行者・自動車の適切な共存を図るための自転車の走行環境と実効性のあるルールの整備

（自転車走行環境の整備）

警察と道路管理者、地域住民等が協議の場を設けるなどして、関係者の意見を集約しながら、**地域実態に即した自転車走行環境の整備を推進**

- * 自転車道等の整備、歩道における自転車通行部分の指定
自転車通行部分の視覚的分離、交通環境の変化に応じた交通規制 等

（実効性のあるルールの整備）

- **歩行者の通行の安全確保に配慮し、特に歩道における自転車と歩行者の共存を図るための実効性のある具体的なルールを整備**
 - * 歩道上での自転車の通行方法（速度、一時停止すべき場合等）の明確化、指定された自転車通行部分には歩行者もできるだけ立ち入らないこと 等
- **幼児や児童を始めとする自転車利用者に対し広くヘルメットの着用を促進**

3 自転車利用者に対する交通ルール・マナーの遵守の徹底

（交通安全教育・広報啓発の在り方）

- **警察と学校が相互に協力し、小学生のほか中学・高校生に対する自転車安全教育を充実**
- **実効性のある教育手法・内容により自動車運転者等を含めた幅広い対象に自転車安全教育を実施**
- **個々の交通現場で自転車利用者が通行ルールを理解できるよう具体的な広報啓発を推進**

（指導取締りの在り方）

- **悪質・危険性の高い自転車の交通違反に対して積極的な検挙措置**
 - * 指導警告と検挙措置の中間的制度について将来的に議論
- **自治体や民間ボランティア等と連携して自転車の通行方法等に関する街頭指導を強化**